



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は留意
なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 軌道の工事施行認可を受けたる後線路を變更せむと
するときは軌道法施行規則第十一條の規定に據る手續を爲
すのであるが、此の場合には起業目論見書記載事項變更の
手續を要しないのであるか、若し要しないとすれば起業目
論見は工事施行認可と同時に自然消滅するものと解し支障
なきや、また分割工事施行の認可の場合其の區間に對する

起業目論見は消滅し殘區間のみの起業目論見が存續するも
のと解して差支なきか。(熊本市、大重重義)

答 工事施行の認可を受けたる後、線路を變更する場合には施
行規則第十一條の規定に依る手續を爲すだけで可いのであつて起
業目論見書の記載事項變更の手續を爲すを要しないことは別段同
規則が之を要求してゐないことに依つて明である。又工事施行の
認可を受けたる場合起業目論見は自然消滅するのではなく依然存
在はして居るのであるが、軌道法施行規則は此の場合には起業目
論見に關係なく手續を進行して行けると言ふに止まり、消滅する
としないとかの問題は起つて來ないのである。分圖工事施行の
場合に付ても同様である。(淺香小兵衛)

問 軌道を道路上に敷設すべく工事施行の認可を受けた
る後、線路を變更して新設軌道と爲す場合に其の變更が道
路に重大なる關係ありとして軌道法施行規則第四條の規定
に依る取扱を爲すを必要とするや。(熊本市、大重重義)

答 道路に重大な關係が在りや否やは具體の場合に付て見な
ければならないが、元來併用軌道の計劃に付ては次の様な場合を
想像することが出来る。即ち現在の道路が軌道建設規程の要求し
て居る幅員を有し之に軌道を敷設する場合と、其の幅員に満たざ

る部分丈の道路幅を軌道經營者の負擔に於て擴張し之に軌道を敷設する場合と、所謂道路を新設又は改築するに當つて會々之に軌道を敷設したいといふ場合とがある。後者の場合は例へば道路交通として其の幅員は六間を以て足るのであるが、軌道を敷設することに依つて、これが所謂幅員三間を加算して九間幅の道路を施設するといふ様なものである。前二者に付ては併用軌道が新設軌道に代つても道路として僅に元へ還つた丈けのことであるからこれに依つて別に道路に重大な關係があるとは認められないが、最後の場合に付ては道路幅員の決定や、費用負擔の關係よりして事業遂行の上に甚敷齟齬を生ずることとなるのであるから施行規則に所謂「道路に重大な關係」があるものと見るべきであらう。(淺香小兵衛)

問 道路の附屬物たる船渡が橋梁に代つた場合渡船の廢止及橋梁の新設を告示すべきものなりや又告示は各別にせざるべからざるものなりや。(秋田縣廳、山崎眞一郎)

答 質問に渡船とあるは渡船場を指すものと認めらるゝが渡船場の廢止及橋梁の新設は道路附屬物の供用廢止及供用開始となるを以て道路法施行令第十一條及大正九年三月二十五日內務省告示第二十三號第二項によつて告示すべきは勿論なるも其の手續は取て之を各別とせず各所定事項を一括記載し告示するは差支なきも

のとす。

簡易鋪裝道

右は本會調査部の精研精査を経て刊行したるものなれば本邦道路の鋪裝事業上無二の參考書たり今や殘部僅少にして品切の機に頻せんとす道路鋪裝に携るもの此の機を逸して悔を千載に貽すこと勿れ